## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月4日 □中止

| 1. 執行機関の別                    | 2: 教育委員会  |       |
|------------------------------|---|-------|
| 2. 都道府県名                     | 大分県   | 執行機関  |
| 3. 市区町村名                     |   |       |
| 4. 届出番号                      | 3   |       |
| 5. 独自利用事務の事例番<br>号           | 113-0-1(2)                                      | 知事等(教 |
| 6. 届出書を公表している<br>ウェブページのアドレス | http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/dokuji.html |       |

名

教育委員会)が行うその他の事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                    | (1) 法定事務   | (2)独自利用事務  |
|------------------------------------|--|--|
| ①事務の名称                             | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する<br>事務であって主務省令で定めるもの   | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高校生等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務(以下「高校生等奨学給付金の支給に関する事務」という。)であって規則で定めるもの  |
| ②番号法別表第1の項                         | 91   |  |
| ③番号法別表第2の項                         | 113  |  |
| ①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①<br>の該当部分 |  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する<br>条例第四条第一項 別表第一 第五項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に<br>準じて行う高校生等の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務(以下「高校生等奨学給付金の支給に関<br>する事務」という。)であって規則で定めるもの   |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規<br>定されている箇所           | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)  | 大分県高校生等奨学給付金支給要綱第1条  |
| の事效の類ピコは日的                         | 第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する</u> ことを目的とする。 | 第1条 知事は、国公立高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する生徒等(以下「高校生等」という。)に係る授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高校生等の保護者等に対し、予算の範囲内において高校生等奨学給付金を支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の国庫補助基準及び事務処理等について(平成26年4月1日25文科初第1455号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範                       |  | 大分県高校生等奨学給付金支給要綱<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基<br>づく個人番号の利用等に関する条例施行規則  |